

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和7年6月26日(2025.6.26)

【国際公開番号】WO2024/084596
 【出願番号】特願2024-551106(P2024-551106)

【国際特許分類】

G 0 7 C 9/37(2020.01)

G 0 7 C 9/38(2020.01)

G 0 7 B 15/00(2011.01)

G 0 6 Q 50/40(2024.01)

10

【F I】

G 0 7 C 9/37

G 0 7 C 9/38

G 0 7 B 15/00 A

G 0 6 Q 50/40

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月15日(2025.4.15)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔認証ゲート装置を含む複数のゲート装置のいずれかに向かう複数の人が通過する所定領域を含む画像を取得する画像取得手段と、

前記画像を用いて行われた顔認証の複数の認証結果の少なくとも一部を表示する端末装置の位置情報を取得する情報取得手段と、

前記複数の認証結果の少なくとも一部を通知する優先度を、前記複数の認証結果に対応する種別と、前記位置情報とに基づいて決定する決定手段と、

を備える

情報処理装置。

30

【請求項2】

前記決定手段は、前記位置情報と前記顔認証ゲート装置の位置とに基づいて、前記優先度を決定する

請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記種別は、少なくとも認証失敗であることを示す第1種別、前記顔認証ゲート装置を通過可能であることを示す第2種別、及び、前記複数のゲート装置とは異なるゲート装置の利用者であることを示す第3種別の中から決定され、

前記決定手段は、前記種別が前記第1種別である場合は、前記種別が前記第3種別である場合に比べて前記優先度を高く決定する

請求項1に記載の情報処理装置。

40

【請求項4】

前記決定手段は、前記端末装置と前記顔認証ゲート装置との間の距離が所定距離より短い場合は、前記距離が前記所定距離より長い場合に比べて前記優先度を高く決定する

請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項5】

50

前記種別が前記第 1 種別である場合、前記認証結果は、前記顔認証が失敗した理由を示す失敗理由情報を含み、

前記決定手段は、前記失敗理由情報に基づいて前記優先度を決定する請求項 3 に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記失敗理由情報は、前記顔認証が失敗した理由として、前記画像が前記顔認証に不適切であることに起因して前記顔認証に失敗したことを示す第 1 理由、又は、前記画像が前記顔認証に適切であるにもかかわらず前記顔認証に失敗したことを示す第 2 理由を示し、

前記決定手段は、前記失敗理由情報が前記第 1 理由を示す場合は、前記失敗理由情報が前記第 2 理由を示す場合に比べて前記優先度を低く決定する

請求項 5 に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

当該情報処理装置は、前記顔認証を行う認証手段を備え、

前記認証手段は、前記失敗理由情報が前記第 1 理由を示す認証結果に対応する人について、前記画像取得手段により取得された複数の画像を用いて前記顔認証を繰り返し行う

請求項 6 に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

当該情報処理装置は、前記顔認証を行う認証手段を備える

請求項 1 に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

顔認証ゲート装置を含む複数のゲート装置のいずれかに向かう複数の人が通過する所定領域を含む画像を取得し、

前記画像を用いて行われた顔認証の複数の認証結果の少なくとも一部を表示する端末装置の位置情報を取得し、

前記複数の認証結果の少なくとも一部を通知する優先度を、前記複数の認証結果に対応する種別と、前記位置情報とに基づいて決定する

情報処理方法。

【請求項 10】

コンピュータに、

顔認証ゲート装置を含む複数のゲート装置のいずれかに向かう複数の人が通過する所定領域を含む画像を取得し、

前記画像を用いて行われた顔認証の複数の認証結果の少なくとも一部を表示する端末装置の位置情報を取得し、

前記複数の認証結果の少なくとも一部を通知する優先度を、前記複数の認証結果に対応する種別と、前記位置情報とに基づいて決定する

情報処理方法を実行させるためのコンピュータプログラムが記録されている記録媒体。

10

20

30

40

50